

◇単純な労務に雇用される職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

- 1 災害応急作業等派遣手当を新設することにしました。
- 2 この規則は、公布の日（令和 6 年 5 月 30 日）から施行し、令和 6 年 1 月 1 日から適用すること
にしました。

（総務局人事部給与課）